

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第十号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「受けるもの」の下に「（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。）」を加える。

第三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第三十号）第七条の二第一項の規定による夜間学級担当手当（以下「夜間学級担当手当」という。）を支給される教育職員で、夜間学級（夜間において授業を行うものに限る。）を置く学校に勤務するもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

三 条例第十二条の九第一項に規定する教育職員のうち、夜間学級担当手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のもの

その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。